

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月29日

岩手県立胆沢病院長 郷右近 祐司

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 令和6年度 岩手県立江刺病院 一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立江刺病院
- (5) 入札方法

ア (1) の件名で区分毎(1kgあたり)の単価で入札に付する。

区分毎の入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額と、予定価格(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計額を比較し、予定価格(合計額)の範囲内の最低価格業者を契約予定人とする。

また、契約予定人の入札単価が予定価格(単価)をすべて下回っている時は、契約を締結することとし、上回る区分がある時は、当該区分の単価を再度入札することとする。ただし、再度の入札を行った場合であっても、予定価格(単価)以下とならない場合は、合計額が予定価格以内の一番安価である業者を契約予定人とする。

なお、予定価格の合計額を上回った時は、再度の入札を行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 奥州市から一般廃棄物収集運搬業の取消処分を受けていないこと。
- (5) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。

- (6) 奥州市に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。
- (7) 奥州市から江刺地区の一般廃棄物収集運搬許可を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒023-0864 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場 61 番地
岩手県立胆沢病院総務課 電話：0197-24-4121 FAX：0197-24-8194
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間
令和6年2月 日()から令和6年3月11日(月)の土日祝祭日を除く9時から17時まで。
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (3) ホームページアドレス
<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>
岩手県トップページ>（県の機関）医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和6年3月11日(月)17時までに3(1)の場所に提出しなければならない。（郵送可）
また、入札日の前日までの間において、岩手県立胆沢病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和6年3月13日(水)17時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和6年3月15日(金)17時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月19日(火) 10時00分 岩手県立胆沢病院 付属棟会議室

(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

7 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金について
 - ア 入札者は、入札日（入札執行前）に各自が見積もる入札単価に当該契約期間における見込数量を乗じて得た金額の合計額(税込)の 100 分の 3 以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡すること。）で納付しなければならない。
 - イ 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。
 - ウ 入札保証金は、開札終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、過去2年間の間に

県と数回にわたって契約を締結し、これらがすべて誠実に履行されており、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除すること。

なお、落札者については契約締結後において還付する。

また、還付の際、領収書に印鑑（印鑑登録印）が必要であることから、持参すること。

おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。

エ 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、別紙2「保証金充当申出書（入札保証金）」を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあっては契約締結後）において、別紙3-1「保証金還付請求書（入札保証金）」を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

オ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(7) その他 詳細については、入札説明書による。